

## 市議会 6月定例会 行政報告（6月24日）

市議会六月定例会最終日に当たり、発言の機会をいただき、議長はじめ議員各位のご高配に厚く御礼を申し上げます。

### 上赤谷字榎木平地内の土砂流出に係る林地開発行為について

それでは、上赤谷字榎木平地内の土砂流出に係る林地開発行為についてご報告いたします。

昨年の九月定例会での加藤和雄議員の一般質問において、当該地での復旧工事の進捗状況等についてお答えしたところでありますが、その後の経過について、ご報告いたします。

開発者による復旧工事が昨年の十月三十一日に完了し、同日、開発者から県に、復旧行為完了届の提出がなされました。

これを受け、十一月五日に県の復旧行為完了確認検査が行われ、十一月二十九日に開発者に対し、復旧行為完了確認書が交付されております。

これにより復旧計画に基づく復旧工事が完了したことから、十一月三十日に開発者から県に、開発目的を農園の造成とする林地開発行為許可申請書が提出されたところであります。

申請内容につきましては、林地開発行為を行う事業区域面積は約三十二ヘクタールで、このうち農地等を造成する面積が約十八ヘクタール、残置森林の面積が約十四ヘクタールとなっております。

なお、申請を受けた県では、提出書類の確認において、開発者が同地内で進めていた農地転用申請に係る内容との整合を図ることなどの補正指示を、行ったと聞いております。

その後、開発者から補正作業が完了したとの回答が、平成二十五年四月八日に行われております。

このことを受け、五月十六日付けで、林地開発行為に関する意見照会が県からありました。

当市では、この度の開発行為が新発田市水道水源保護地域内であること等から、開発地はもとより、隣接する河川や周辺地域等の、良好な環境の維持に十分配慮するとともに、開発行為の完了後においても、土砂災害の防止、水源の涵養、環境の保全等に細心の注意を払い、残置森林等を含む開発地の適正な管理に努めるよう意見を付して、六月二十日に回答したところであります。

なお、残置森林等の管理につきましては、今後、開発者と当市において「残置森林等の管理に関する協定書」を締結することとしております。

また、開発者の森林法違反行為に端を発したこの度の林地開発許可申請につきましては、他法令との調整や県関係部局間の調整など、各種手続、審査等に時間を要したことにより、当市の水道水源に関わる問題として地域住民を始め、多くの市民の皆様にご不安を与えた結果となりましたことから、森林法違反行為等の再発防止に向け、引き続き指導監督いただくとともに、当市との連携強化を更に図るよう意見書の提出に合わせ、県に対して要請したところであります。

今後は、県において申請内容が適正であるかどうかを審査する段階に入りますが、開発面積が十ヘクタールを超える案件であることから、県の森林審議会に諮問され、その後、林地開発許可申請に対する許可・不許可が通知されることとなります。

以上で行政報告を終わります。